

■ 町民参画手続の実施状況（令和4年度実績）

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町農業経営基盤強化促進基本構想の変更 【産業振興課農政・畜産G】	北海道農業経営基盤強化促進基本方針の見直しに基づき、安平町における持続的な農業経営の発展していくために必要な事項を定めるもの。	令和4年4月5日～4月28日	HP・広報あびら4月号・総合庁舎、総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびら8月号、担当窓口での閲覧	
2	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	安平町の公共交通を時勢に則した最適化を図るためのマスタープラン(第2期:令和4年度～令和8年度)として策定するもの。	令和4年4月5日～4月25日	HP・広報あびら4月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびら7月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町情報通信技術を活用した行政推進に関する条例の策定 【総務課】	行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うために必要な事項を定めるもの。	令和4年5月17日～6月6日	①総合庁舎及び総合支所での閲覧 ②広報紙 ③HP掲載	①町内に居住または通勤・通学している方 ②町内において事業を行いまたは活動を行う個人または法人その他団体	0件	HPに掲載	
4	安平町行政改革プラン2022の策定 【総務課】	第3次安平町行政改革プランにおける改革の基本姿勢「協働によるまつづくりの推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」の考え方を継承しながら、本町を取り巻く現状と課題を十分踏まえ、「安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化」を目指すもの。	令和4年6月20日～7月11日	HP・広報笑顔6月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびら8月号	
5	第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定 【政策推進課】	「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けて策定している中期基本計画が令和4年(2022)年度を持って満了することから、令和5(2023)年度から4ヵ年計画期間とする後期基本計画を策定するもの。	令和5年1月17日～2月6日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HPに掲載	
6	安平町耐震改修促進計画の策定 【建設課】	安平町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき作成し、同法第4条に基づき建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針を求めるもの。	令和5年1月20日～2月10日	HP掲載・総合庁舎での閲覧	①町内に居住または通勤・通学している方 ②町内において事業を行いまたは活動を行う個人または	0件	HPに掲載予定	
7	「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正 【総務課】	令和3年5月「デジタル社会の形成を図るための関係法律整備に関する法律」の公布により、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、本町における個人情報制度の見直しを行う必要があることから、新たに個人情報保護法施行条例を制定するもの。	令和5年1月30日～2月17日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔3月号、担当窓口での閲覧	

8	安平町森林整備計画の変更 【産業振興課】	森林法第5条第1項の規定により、令和4年12月27日付けで「胆振東部地域森林計画」が樹立されたことから、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合した計画に変更するもの。	令和5年2月10日～3月10日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、担当窓口での閲覧	
9	安平町議会の個人情報の保護に関する条例の策定 【議会事務局】	個人情報の保護に関する法律は地方公共団体の議会が規律の対象となっていないことにより、独自に安平町議会の個人情報保護条例を制定するもの。	令和5年1月20日～2月9日	HP掲載・総合庁舎及び総合支所での閲覧	①町内に居住または通勤・通学している方 ②町内において事業を行いまたは活動を行う個人または	0件	HP掲載	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	立地適正化計画策定業務 【建設課施設G】	立地適正化計画策定にあたり、都市づくりへの意識・評価と今後の都市づくりへの意向を把握するため行うもの	令和4年11月1日(火)～11月22日(火)	対象者へ郵送	18歳以上の安平町民のうち無作為に1,	533名	計画策定時に結果を掲載又は資料版に記載予定	

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	ラ・ラ・タウンおいわけ分譲地減額キャンペーンに係る住民説明会 【政策推進課】	ラ・ラ・タウン・おいわけ分譲地の販売促進を目的とした減額キャンペーンの実施に当たり、当該地域住民及び土地所有者への事前説明を行うもの。	令和4年6月7日(火)	対象者へ郵送	青葉町内会長副会長・土地所有者・居住者	4名	HP・広報8月号、担当窓口での閲覧	別途審議会等において意見聴取を行ったもの ※令和4年2月15(火)安平町行政改革推進委員会

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	移住者ミーティング (第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定関連) 【政策推進課】	総合計画後期基本計画の策定にあたり、移住して概ね5年程度の方に参加いただき、移住者目線での安平町の魅力や課題について意見交換をしていただくもの。	令和4年8月27日(土)	LINE@、対象者へ郵送	移住して概ね5年程度の町民	9名	HP・広報10月号、担当窓口での閲覧	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課】	安平町の公共交通を時勢に則した最適化を図るためのマスタープラン(第2期:令和4年度～令和8年度)として策定するもの。	第1回安平町地域公共交通会議 令和4年6月9日	1号(計画策定)に該当 安平町地域公共交通会議兼協議会にて、計画案を説明・意見を聴取するとともに、策定完了の合意を得た。	HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.7月号(今後政策推進課で一括結果公表)
2	安平町行政改革プラン2022の策定 【総務課】	第3次安平町行政改革プランにおける改革の基本姿勢「協働によるまつづくりの推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」、「町民の立場に立った普段の行政改革の推進」の考え方を継承しながら、本町を取り巻く現状と課題を十分踏まえ、「安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化」を目指すもの。	第3回安平町行政改革推進委員会 令和4年8月4日	1号(計画策定)に該当 安平町行政改革推進委員会において、計画案を説明・意見を聴取するとともに、策定完了の合意を得た。	HP(会議録公表ページ、各計画掲載ページ) 広報笑顔 R4年9月・10月・11月号の3回に分けて計画概要を掲載
3	ときわキャンプ場の指定管理者制度の導入及び公募について 【建設課】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、ときわキャンプ場の指定管理者制度の導入及び公募について第三者意見を聴取するもの。	第4回安平町行政改革推進委員会 令和4年9月29日	6号(その他)に該当。 行政改革推進委員から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	HP(会議録公表ページ)
4	第2次安平町総合計画 後期基本計画の策定 【政策推進課】	総合計画の策定について、当町の諮問機関である安平町未来創生委員会に対し、諮問を行い、それに関する審議を行った上で、答申をいただくもの。	第1回未来創生委員会 令和4年7月15日 第2回未来創生委員会 令和4年9月13日	1号(計画策定)に該当 総合計画 後期基本計画の策定に関する各種審議を実施した。	HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報にて公表
5	安平町子ども・子育て支援事業計画の策定 【教育委員会事務局】	子ども・子育て会議委員に意見聴取を行うもの。	第20回子ども・子育て会議 令和4年9月29日 第21回子ども・子育て会議 令和5年2月22日	1号(計画策定)に該当 子ども・子育て会議委員から意見を聴取し、計画見直し(案)へ反映させる。	HP(会議録公表ページ)、意見反映した計画(案)をHP、広報あびらR5.5-6月号に掲載予定

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町橋梁長寿命化修繕計画の策定 【建設課】	道路法第42条に基づき安平町が管理する道路橋の長寿命化を図るため、定期的な法令点検の実施と計画的な修繕を推進するため策定するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日 令和4年9月8日	条例第6条第2項第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの)により実施しない。
2	安平町火葬場条例の一部改正 【税務住民課】	燃料費高騰などの情勢に鑑み、利用者負担の適正化に資するよう、追分斎場における小動物炉の使用料等を改定するもの。	3号該当(権利・義務) 判断日 令和5年2月8日	条例第6条第2項第5号(税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)により実施しない。
3	安平町国民健康保険第2期保険事業計画(データヘルズ計画)の策定及び第3期特定健康審査等実施計画の実施【健康福祉課】	生活習慣病対策をはじめとする安平町国民健康保険被保険者の健康増進により、医療費の適正化と国民健康保険の財政基盤強化を図るもの。	1号該当(計画策定) 判断日 令和5年2月28日	条例第6条第2項第1号(軽易なもの)により実施しない。 国の指針及び手引きに沿って計画後半の取組について、軽微な変更を行ったもの。

* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件